

# ひきこもり施策と地域共生社会の実現について



社会・援護局 地域福祉課

# 1. 現状と今後の見通し

## ひきこもりについて

### 定義

様々な要因の結果として、社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしていてもよい)を示す現象概念。

※ ひきこもりは、原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神症性の現象とするが、実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低い。

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」より

### 推計数

内閣府調査(平成27年12月調査)

広義のひきこもり状態にある者 54.1万人、狭義のひきこもり状態にある者17.6万人

※平成22年2月調査 広義のひきこもり状態にある者 69.6万人、狭義のひきこもり状態にある者23.6万人

平成28年9月 「若者の生活に関する調査報告書」より

(上記調査結果における定義)

「ふだんのくらい外出するか」という質問に対して

- ① 趣味の用事ときだけ外出する
- ② 近所のコンビニなどには出かける
- ③ 自室からは出るが、家からは出ない
- ④ 自室からほとんど出ない

上記の②～④を選択した者を「狭義のひきこもり」、①を選択した者を「準ひきこもり」とし、それをあわせて「広義のひきこもり」としている。

## 潜在的な支援ニーズの把握

○ 多機関協働モデル事業を実施する自治体等に対し、顕在化しがたいニーズ(「8050」や「ごみ屋敷」状態にある者など)の把握を依頼したところ、様々な機関が該当する世帯等を把握しつつも対応にあぐねていたり、本人の支援拒否などにより放置されているケースが少なくないことが明らかとなった。相談支援包括化推進員との連携により、課題解決が行われていくことが予定されている。

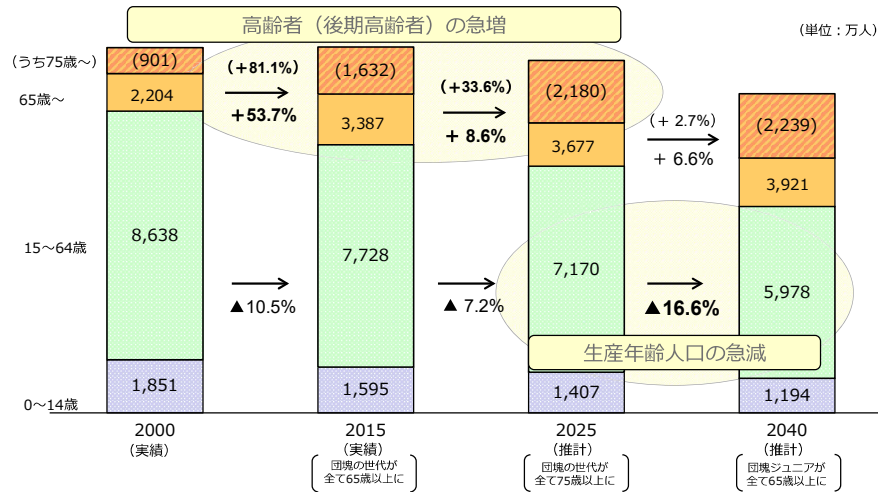
県市名(人口)	調査の概要(手法等)	調査結果の概要
山形県山形市 (25万3千人)	市内全ての地域包括支援センター(13か所)および居宅介護支援事業所(66か所)に対し、調査票を送付(回収率70%)。	「8050」を、「65歳以上の親と、無職で親の年金で生活する子がいる世帯」と定義。回答があった事業所(56か所)において、支援をしている6,198世帯のうち、132世帯(2.1%)に該当世帯があった。このうち、約半数はケアマネジャー等が対応に苦慮しており、今後、「福祉まるごと相談員」(相談支援包括化推進員)と連携して支援することとしている。
栃木県栃木市 (16万人)	市内の居宅介護支援事業所53か所のうち15か所、相談支援事業所21か所のうち4か所に対し訪問。後日、調査票を回収。	①親の介護と子育てを同時にしている:35世帯。②80歳以上の親と50代の無職未婚の子が同居している:75世帯。③不登校、引きこもり、ニートなど18～20歳の生活支援を必要としている:14人。④障害の疑いがあるが手帳申請や受診を拒否:53人。⑤ごみ屋敷に暮らしている:65世帯。
三重県名張市 (8万人)	市内全ての「まちの保健室」(直営による地域包括支援センターのランチ)全15か所に照会。	①親の介護と子育てを同時にしている:32世帯。②65歳以上の親と50代前後の無職未婚の子が同居している:19世帯。③18～20歳で、児童養護施設を利用したくても年齢要件で利用できない:2人。④支援拒否がある:22人。⑤ごみ屋敷に暮らしている:36世帯。
三重県伊賀市 (9万4千人)	全ての地区民児協に依頼し、全民生委員・児童委員に調査票を配布。(回収率93%)	①ひきこもり状態やニートであると思われた人:132人。②生活困窮状態で何らかの福祉的支援が必要と思われるが、支援を受けていない人:40人。
大阪府豊中市 (40万4千人)	社協を除く「福祉ごみ処理プロジェクト」に参画する機関(※)に調査票を配布。	「ごみ屋敷」を176件把握し、多機関連携のない137件について改善が図られていなかった。(※=地域福祉課、消防局、保健予防課、障害福祉課、高齢者支援課、福祉事務所、環境業務課、住宅課、地域包括支援センター、社協)

## 2040年までの人口構造の変化

平成30年10月5日  
経済財政諮問会議  
根本匠臨時議員提出資料

- 我が国の人口動態を見ると、いわゆる団塊の世代が全員75歳以上となる2025年に向けて高齢者人口が急速に増加した後、高齢者人口の増加は緩やかになる。一方で、既に減少に転じている生産年齢人口は、2025年以降さらに減少が加速。

### 【人口構造の変化】

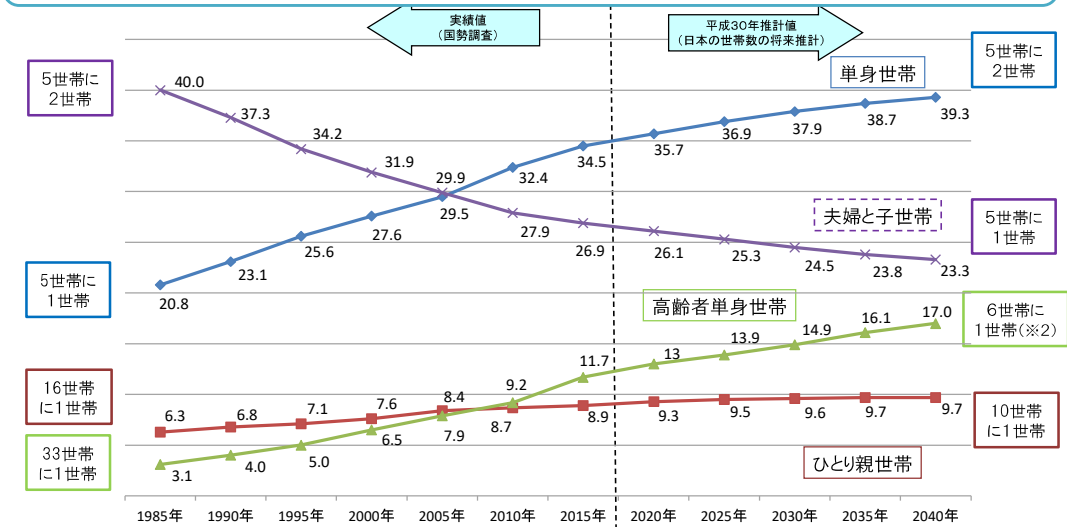


(出典)総務省「国勢調査」「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 平成29年推計」

5

## 世帯構成の推移と見通し

- 単身世帯、高齢者単身世帯(※1)、ひとり親世帯ともに、今後とも増加が予想されている。単身世帯は、2040年で約4割に達する見込み。(全世界数約5,333万世帯(2015年))
- 一方、夫婦と子世帯は減少を続けている。



(出典)総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2018年推計)」

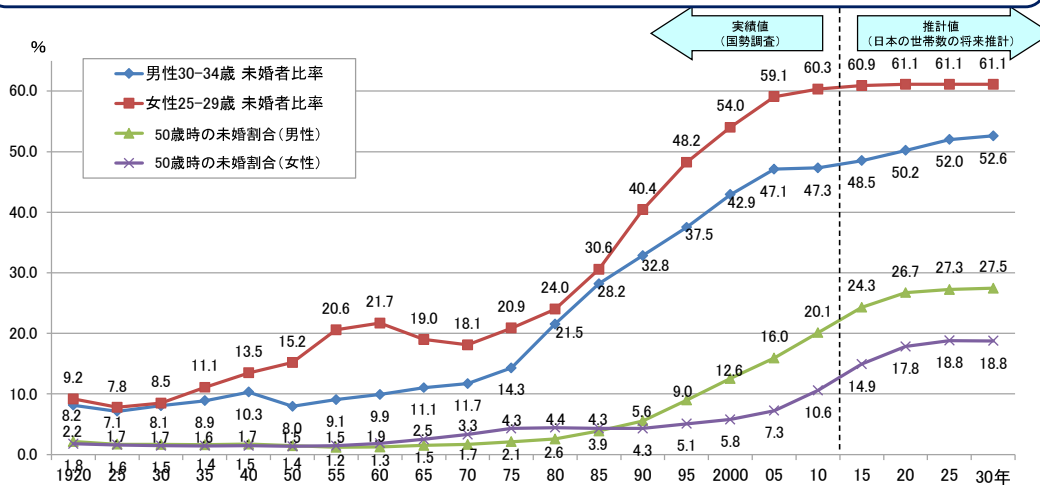
(※1)世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

(※2)全世界数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、32.6%(2015年)から40.0%(2040年)へと上昇。

6

## 50歳時の未婚割合の推移

- 50歳時の未婚割合は、急速な上昇を続けており、2010年の実績では、男性が約20%、女性が10%強となっている。これが2030年には男性で約28%、女性で約19%になると見込まれる。
- このような者は、将来、高齢単身世帯となる可能性が高く、身近な生活上のニーズや孤立等のリスクに脆弱な単身高齢者が今後増加していく可能性が高いと考えられる。



資料出所:資料:総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成25年1月推計)」

注1:男性30~34歳未婚率、女性25~29歳未婚率は、2010年までは「国勢調査」、それ以降は「日本の世帯数の将来推計」による。

注2:2010年までは「国勢調査」、2010年以降は「日本の世帯数の将来推計」より45歳~49歳の未婚率と50歳~54歳の未婚率の平均。

7

## 会話の頻度(性別・年齢階級別)

- 「人とあいさつ程度の会話や世間話をするか(電話での会話も含む)」の頻度について、性別・年齢階級別にみると、60歳未満の各年齢層では、性別・年齢階級による差はみられない。
- 一方、60歳以上でみると、男女とも年齢が高くなるほど会話頻度が減少する傾向にあり、特に男性では、その傾向が顕著である。

年齢階級	総数	会話頻度(%)			
		毎日	2~3日に1回	4~7日に1回	2週間に1回以下
総数	20,505	91	5.1	1.8	2.1
男性					
20~29歳	1,065	92.5	4.1	1.3	2.1
30~39歳	1,569	94.5	2.8	0.8	2.0
40~49歳	1,755	93.2	3.2	1.1	2.4
50~59歳	1,632	92.6	3.7	1.1	2.5
60~69歳	1,938	<b>88.5</b>	<b>5.8</b>	<b>2.5</b>	<b>3.1</b>
70~79歳	1,325	<b>83.2</b>	<b>8.5</b>	<b>3.5</b>	<b>4.8</b>
80歳以上	535	<b>76.1</b>	<b>13.5</b>	<b>4.1</b>	<b>6.4</b>
女性					
20~29歳	1,054	96.2	2.3	0.7	0.9
30~39歳	1,674	97.3	1.4	0.7	0.5
40~49歳	1,790	95.6	2.5	0.8	1.1
50~59歳	1,694	95.5	2.7	1.1	0.8
60~69歳	2,154	<b>90.3</b>	<b>6.8</b>	<b>1.5</b>	<b>1.4</b>
70~79歳	1,541	<b>82.3</b>	<b>10.6</b>	<b>4.6</b>	<b>2.4</b>
80歳以上	779	<b>81.4</b>	<b>11.9</b>	<b>4.6</b>	<b>2.1</b>

(出所)2012年 社会保障・人口問題基本調査「生活と支え合いに関する調査」(国立社会保障・人口問題研究所)

8

看護や介護、子どもの世話で頼れる人がいる者の割合(年齢階級別・性別・世帯タイプ別・所得階級別)

【左表】「看病や介護、子どもの世話」で頼れる人がいるか、世帯タイプ別にみると、「頼れる人がいない」又は「人には頼れない」と答える者の割合は、単独世帯で明らかに高い。年齢階級別と性別に比較すると、その傾向は、それぞれ、65才未満が65歳以上よりも、男性が女性よりも顕著となっている。

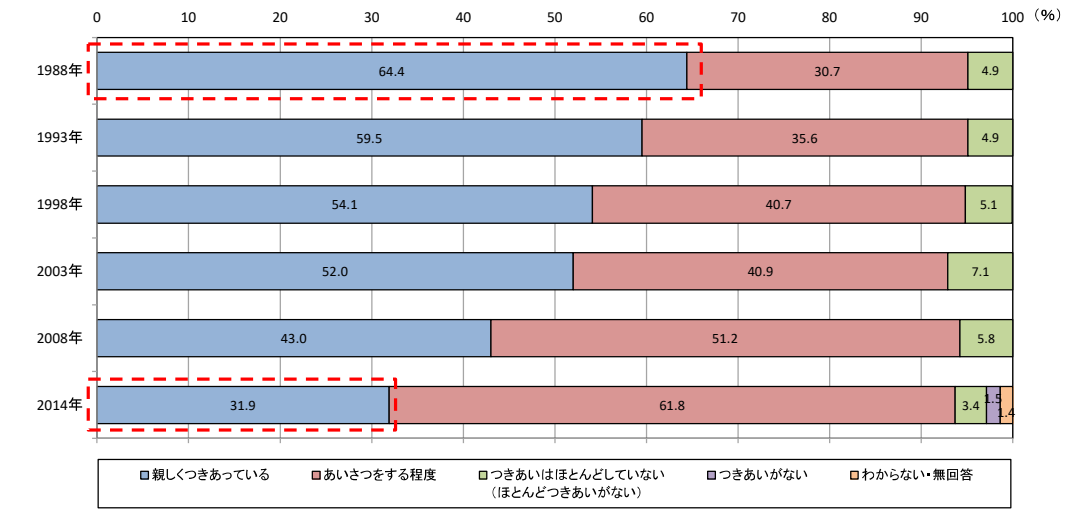
【右表】同様に、所得階級別にみると、等価世帯所得が低いほど、「頼れる人がいない」又は「人には頼れない」と答える者の割合が高い傾向にある。年齢階級別に比較すると、その傾向は65歳未満においてより顕著となっている。

65歳未満				65歳以上			
世帯タイプ	総数	頼れる人は いない(%)	人には 頼れない(%)	世帯タイプ	総数	頼れる人は いない(%)	人には 頼れない(%)
総数	13,857	4.9	4.6	総数	13,857	4.9	4.6
男性				男性			
子どもがいない世帯				第Ⅰ10分位-第Ⅲ10分位	1,205	10.3	8.1
単独世帯	812	21.8	17.0	第Ⅳ10分位-第Ⅶ10分位	2,679	5.6	5.6
夫婦のみ世帯	958	3.1	4.9	第Ⅷ10分位-第Ⅹ10分位	2,701	4.4	5.2
その他世帯	2,461	5.6	6.1	所得不明	130	8.5	12.3
子どもがある世帯	2,492	2.4	2.9	女性			
子ども有無不明	1	△	△	第Ⅰ10分位-第Ⅲ10分位	1,592	6.4	4.4
女性				第Ⅳ10分位-第Ⅶ10分位	2,819	4.0	3.5
子どもがいない世帯				第Ⅷ10分位-第Ⅹ10分位	2,583	2.2	2.4
単独世帯	473	11.2	8.2	所得不明	148	4.1	3.4
夫婦のみ世帯	1,186	4.4	3.3				
その他世帯	2,604	3.7	4.2				
子どもがある世帯	2,877	2.6	1.7				
子ども有無不明	1	△	△				
65歳以上							
世帯タイプ	総数	頼れる人は いない(%)	人には 頼れない(%)				
総数	5,267	3.5	3.9				
男性							
子どもがいない世帯							
単独世帯	186	18.8	10.2				
夫婦のみ世帯	1,200	2.9	3.3				
その他世帯	841	1.5	3.6				
子どもがある世帯	199	1.5	2.0				
子ども有無不明	2	△	△				
女性							
子どもがいない世帯							
単独世帯	508	8.1	7.5				
夫婦のみ世帯	882	3.1	3.6				
その他世帯	1,165	2.2	3.1				
子どもがある世帯	280	1.1	1.8				
子ども有無不明	4	△	△				

(出所)2012年「社会福祉、人口問題基本調査(生活と支え合いに関する調査)」(国立社会福祉、人口問題研究所)

高齢者の近隣とのつながりの状況

○ 60歳以上の男女を対象にした調査では、近所の人たちと「親しくつきあっている」としている者の割合は1988年から2014年で半減しており、高齢世代の地域のつながりも希薄化する傾向にあると考えられる。



資料:2008年以前:内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」、2014年:内閣府「高齢者の日常生活に関する意識調査」

注1)対象は60歳以上の男女

注2)それぞれの調査における選択肢は以下のとおり

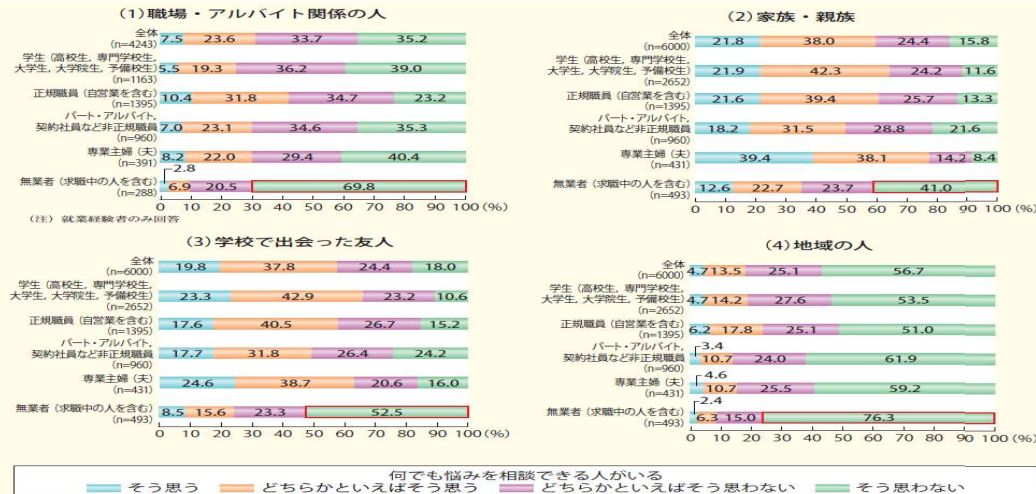
高齢者の地域社会への参加に関する意識調査:「親しくつきあっている」、「あいさつをする程度」、「つきあいはほとんどしていない」、「つきあいが無い」、「わからない」、「無回答」  
 高齢者の日常生活に関する意識調査:「親しくつきあっている」、「あいさつをする程度」、「ほとんどつきあいが無い」、「つきあいが無い」、「わからない」、「無回答」

若者の社会とのつながりの状況①

○ 15~29歳の若者を対象とした調査では、「家族・親族」や「学校で出会った友人」の中に、「何でも悩みを相談できる人がいる」と答えた者の割合が高い。

○ 一方で、無業者に限ってみると、「家族・親族」や「学校で出会った人」を含め、「何でも悩みを相談できる者がいる」と「思わない」と答える割合が顕著に高く、社会とのつながりが希薄である状況が確認できる。

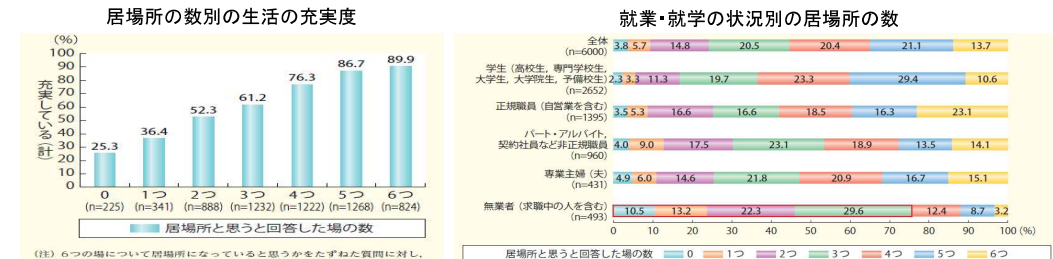
就業・就学の状況別のつながりの認識



(出所)内閣府「平成29年版 子供・若者白書」

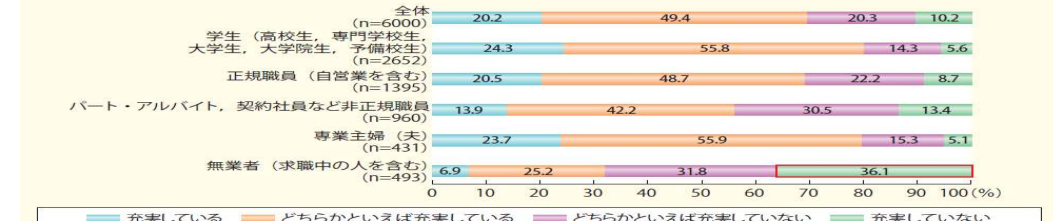
若者の社会とのつながりの状況②

○ 居場所の数が多くほど、若者の生活の充実度は高まる傾向にあるが、無業者については、そのほかの若者と比べて、居場所になっっていると思う場の数が少なく、生活の充実度も低い傾向にある。



(注)6つの場について居場所になっていると思うかまたは質問に対し、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した場の数に対し、「その生活について「充実している」、「どちらかといえば充実している」と回答した場の割合。  
 (注)居場所の数は、①自分の部屋、②家庭、③学校、④職場、⑤地域、⑥インターネット空間の6つの場のうち、自分の居場所があるかという質問に対し、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答のあった場の数の合計。

就業・就学の状況別の生活の充実度

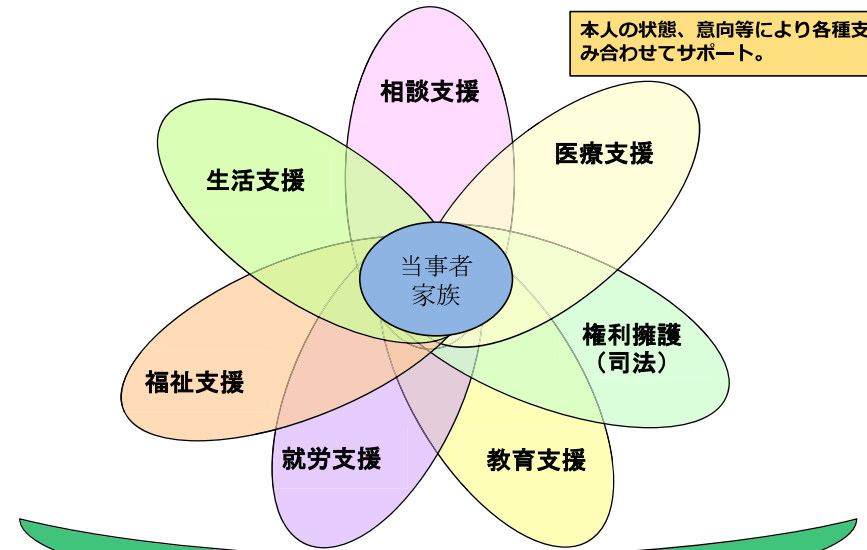


(出所)内閣府「平成29年版 子供・若者白書」

## 2. ひきこもり施策

13

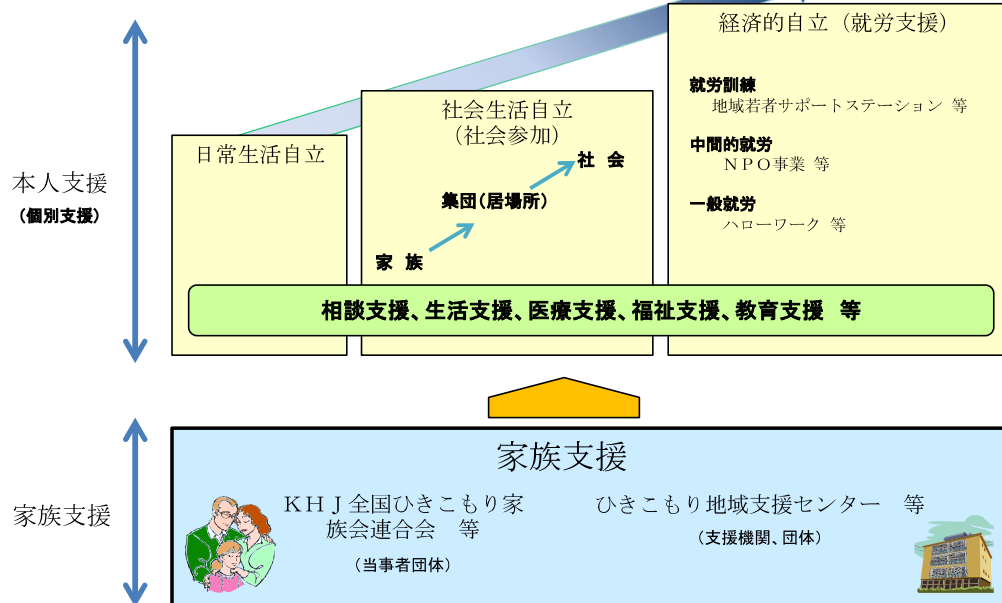
ひきこもり状態にある者への地域における包括的な支援について



各分野が協力、連携した包括的支援、多職種支援

14

本人支援及び家族支援について



15

ひきこもり地域支援センター設置運営事業(平成21年度~)

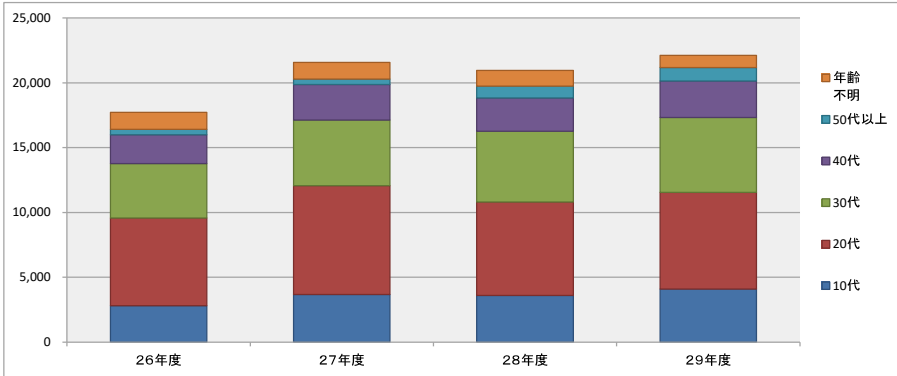
平成31年度予算額(案): ひきこもり対策推進事業 5.3億円



16

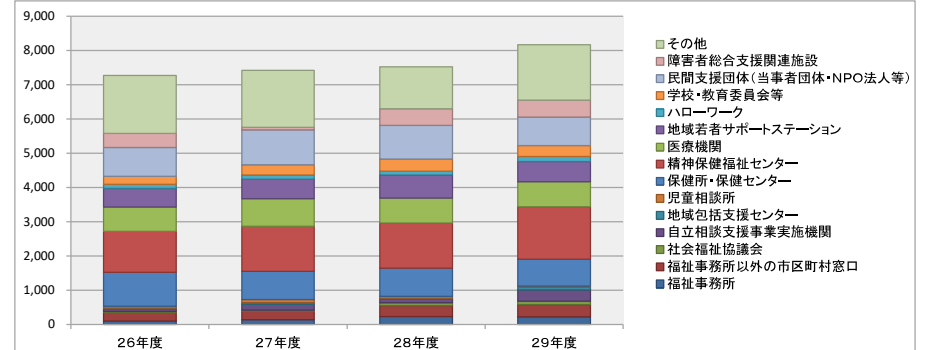


ひきこもり地域支援センターにおける年齢別実相談人数（平成26～29年度）



年度	10代	20代	30代	40代	50代以上	年齢不明	総計
26年度	2,787	6,778	4,200	2,212	419	1,328	17,724
率	15.7%	38.2%	23.7%	12.5%	2.4%	7.5%	
27年度	3,667	8,397	5,053	2,744	435	1,282	21,578
率	17.0%	38.9%	23.4%	12.7%	2.0%	5.9%	
28年度	3,597	7,219	5,440	2,564	919	1,212	20,951
率	17.2%	34.5%	26.0%	12.2%	4.4%	5.8%	
29年度	4,091	7,454	5,788	2,806	1,037	942	22,118
率	18.5%	33.7%	26.2%	12.7%	4.7%	4.3%	

ひきこもり地域支援センターが関係機関につないだ件数（平成26～29年度）

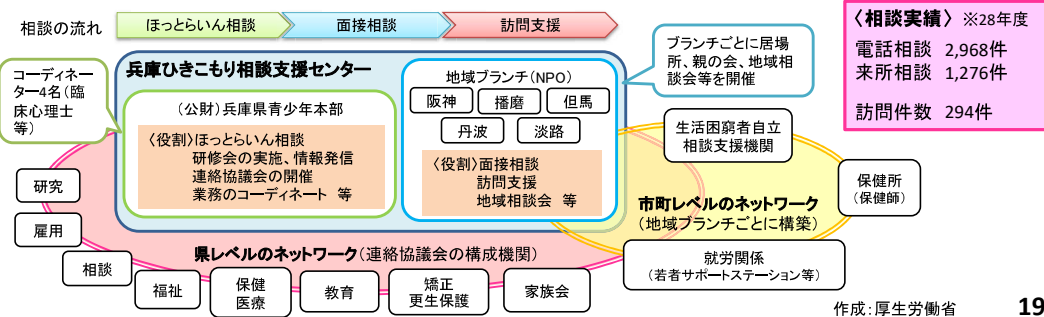


年度	福祉事務所	福祉事務所以外の市区町村窓口	社会福祉協議会	自立相談支援事業実施機関	地域包括支援センター	児童相談所	保健所・保健センター	精神保健福祉センター	医療機関	地域若者サポートステーション	ハローワーク	学校・教育委員会等	民間支援団体(当事者団体・NPO法人等)	障害者総合支援関連施設	その他	総計
26年度	104	256	26	62	37	50	992	1,193	710	544	123	229	848	405	1,691	7,270
率	1.4%	3.5%	0.4%	0.9%	0.5%	0.7%	13.6%	16.4%	9.8%	7.5%	1.7%	3.1%	11.7%	5.6%	23.3%	
27年度	142	240	45	161	53	94	815	1,314	813	568	121	298	1,015	79	1,663	7,421
率	1.9%	3.2%	0.6%	2.2%	0.7%	1.3%	11.0%	17.7%	11.0%	7.7%	1.6%	4.0%	13.7%	1.1%	22.4%	
28年度	239	313	92	97	31	50	823	1,323	723	674	106	363	981	482	1,223	7,520
率	3.2%	4.2%	1.2%	1.3%	0.4%	0.7%	10.9%	17.6%	9.6%	9.0%	1.4%	4.8%	13.0%	6.4%	16.3%	
29年度	228	355	98	335	71	32	788	1,531	728	593	150	310	838	492	1,620	8,169
率	2.8%	4.3%	1.2%	4.1%	0.9%	0.4%	9.6%	18.7%	8.9%	7.3%	1.8%	3.8%	10.3%	6.0%	19.8%	

ひきこもり地域支援体制の事例（兵庫県）

- 兵庫県は、「兵庫ひきこもり相談支援センター」として、ひきこもり者や家族からの電話相談窓口「ほっとらいん相談」を(公財)兵庫県青少年本部で実施するほか、県内5箇所ではひきこもり支援を行うNPO法人に「地域ランチ」として委託し運営している。
- ほっとらいん相談や地域ランチに寄せられた相談のうち、面接での相談が適切なケースについては予約制で面接相談を実施している。訪問支援については、必要に応じて地域ランチが実施している。
- 連絡協議会では、代表者会を年1回、実務者会(研修会)を年4回開催し、県レベルでの支援連携ネットワークを構築するとともに、地域ランチでは、市町レベルでの地域連携ネットワークを構築している。
- 地域ランチでは、地域相談会を開催し、ひきこもり者や家族、地域の支援者へ情報提供するとともに、個別相談会を実施している。また、ランチでは、「居場所」や「親の会」等を設置しているところもあり、それぞれ特長のある取組を実施している。

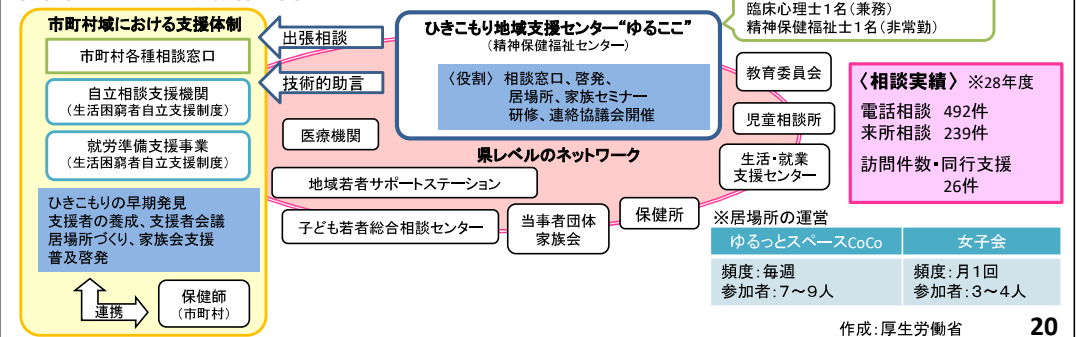
兵庫県のひきこもり支援体制図



ひきこもり地域支援体制の事例（熊本県）

- 熊本県は、ひきこもり地域支援センターが、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関(県内のすべての市町村に設置)と連携し、ひきこもり者や家族への相談支援やひきこもり支援に関する技術的助言を実施。ひきこもり期間が長期化したり、障害や疾患が疑われる場合は、市町村の保健師等との連携を推進。
- 同制度の就労準備支援事業も全県下を対象に実施しており、ひきこもり者への支援において連携した支援を実施。
- 県社会福祉協議会と連携し、県内の自立相談支援機関や精神保健福祉分野の相談支援従事者等を対象に、「ひきこもり支援」等について研修を実施。
- 居場所を毎週開設(平成28年度から女子会も開設)し、市町村単位でも家族交流会や居場所づくりを推進。
- 10か所の保健所圏域ごとに年20回の出張相談会を実施。

熊本県のひきこもり支援体制図



# ひきこもり支援に携わる人材の養成研修・ひきこもりサポート事業 平成25年度～(30年度より拡充)

## 市町村 ひきこもりサポート事業

- 利用可能なひきこもりの相談窓口、支援機関の情報発信
- 関係機関とのネットワーク、ひきこもり支援拠点（居場所、相談窓口）づくり
- ひきこもりサポーター派遣



## 地域



## 都道府県・市町村

### ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業

【目的】ひきこもり支援が適切に行える人材を養成することにより、ひきこもり支援の質の向上を図る。

#### ひきこもり支援従事者養成研修

【研修対象者】ひきこもり支援を担当する市町村職員  
ひきこもり支援関係機関の従事者 など

【研修内容】ひきこもり支援に必要な知識・技術等

#### ひきこもりサポーター養成研修

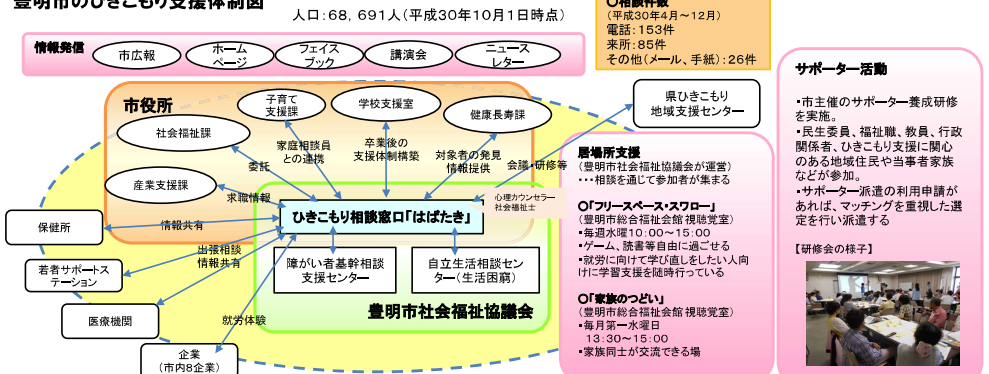
【研修対象者】ひきこもり本人や家族等に対する支援に関心のある者  
※資格等の要件はない

【研修内容】ひきこもりに関する基本的な知識に関すること  
(ひきこもりの概要(状態像等)、支援方法、支援を行う上での留意点等)

# ひきこもりサポート事業の事例（愛知県豊明市）

- 市役所内に相談窓口を設置(社会福祉協議会に委託)。相談員2名が常駐するほか、月に2回医療機関から派遣される専門職が相談に対応。
- 庁内関係各課、関係機関と連携、情報共有を行い、あらゆる年代のケースに対応。
- 情報発信については、市広報、ホームページやSNSなど多様なツールを活用して市民へ広く周知。市民向けの講演会や研修会を実施し、ひきこもり支援への理解を深める取組を実施。
- 居場所支援については、本人が自由に過ごせる場と、家族が交流できる場の2箇所を設置。不登校や中退経験により学び直しを希望する人や、就労に向けて学習をしたい人を対象に学習支援も随時実施。
- サポーター派遣については、委託先(社会福祉協議会)が養成研修を実施。希望する登録者は主に居場所での活動に協力しており、本人からの希望があれば訪問支援などの派遣も行う。

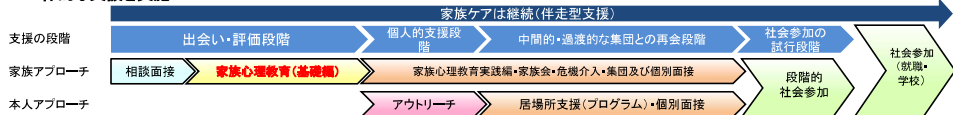
## 豊明市のひきこもり支援体制図



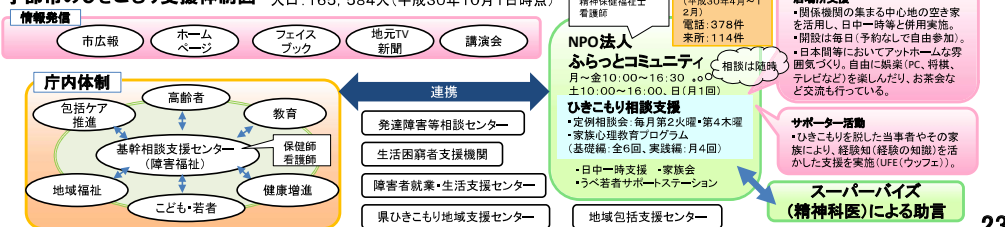
# ひきこもりサポート事業の事例（山口県宇部市）

- 市直営の基幹相談支援センターとNPO法人ふらっとコミュニティを中心に相談に対応する他、相談支援機関と定例会議(月1回)を実施し、連携を密にしている。
- 当事者支援だけでなく家族支援を重視した独自の支援プログラムを実施(精神保健福祉士、看護師が相談に対応)。
- 市では、各担当部署における相談窓口及び福祉総合相談窓口においてあらゆる相談支援を受けるなか、ひきこもりに関する相談も受け付けており、市民に対し情報発信するとともに、周知を実施。
- 居場所支援は、スタッフが見守るなか、自由に過ごせる雰囲気づくりに心がけ、利用者同士の交流も実施。
- 県の研修を受講した専門職(精神科認定看護師、精神保健福祉士、看護師)がサポーターに登録し、派遣(アウトリーチ支援)されている。元当事者やその家族もサポーターとして派遣・研修講師などを行っている。
- 平日昼間だけでなく、働く保護者向けの夜会や土曜、日曜の会というように、家族のニーズに合わせたグループでの相談会(家族心理教育実践編)を開催している。

## 一体的な支援を実施



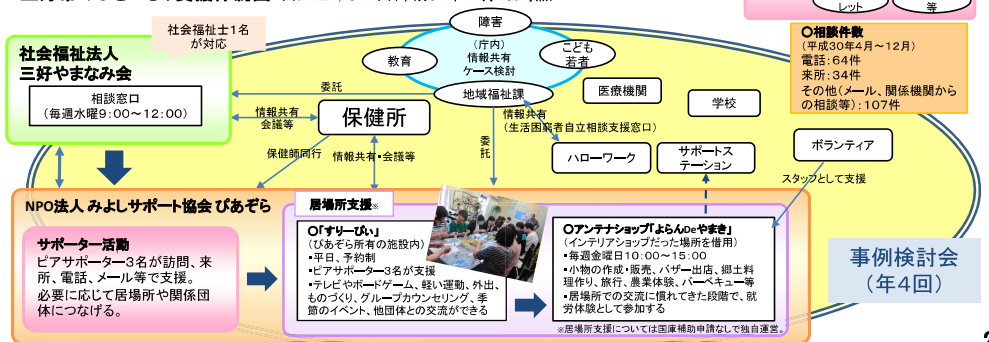
## 宇部市のひきこもり支援体制図 人口: 165,584人(平成30年10月1日時点)



# ひきこもりサポート事業の事例（徳島県三好市）

- 相談窓口については社会福祉法人三好やまなみ会、サポーター派遣についてはNPO法人みよしサポート協会びあぞらにそれぞれ委託。週1回の打ち合わせ会や月1回の運営会議により密に連携をとっている。保健所で相談を受けたケースが増えることも多い。
- 庁内では個別のケースごとに各課で随時情報共有を行っている。
- 行政各機関、委託先、関係機関(医療機関、学校、サポートステーション等)で事例検討会(年4回)を実施。
- 情報発信については、各団体にて作成したパンフレット等を市民へ配布。民生委員や医療機関、学校等の関係機関へ周知し、対象者の早期発見を促している。
- サポーター派遣では、県実施の養成研修を受講したピアサポーター3名(専門職ではないがNPO団体での支援経験あり)が活動。訪問には保健師が同行することもあるが、基本的にはピアサポーターの活動が中心となっている。
- びあぞらでは居場所支援も実施。予約制となっており、同じく3名のピアサポーターが運営。「すりーびい」での活動に慣れてくると、就労体験としてアンテナショップ(週1回)に参加するなど社会参加の機会を増やしている。

## 三好市のひきこもり支援体制図 人口: 26,396人(平成30年10月1日時点)





# 生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

## 1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

## 2. 制度のめざす目標

### (1) 生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

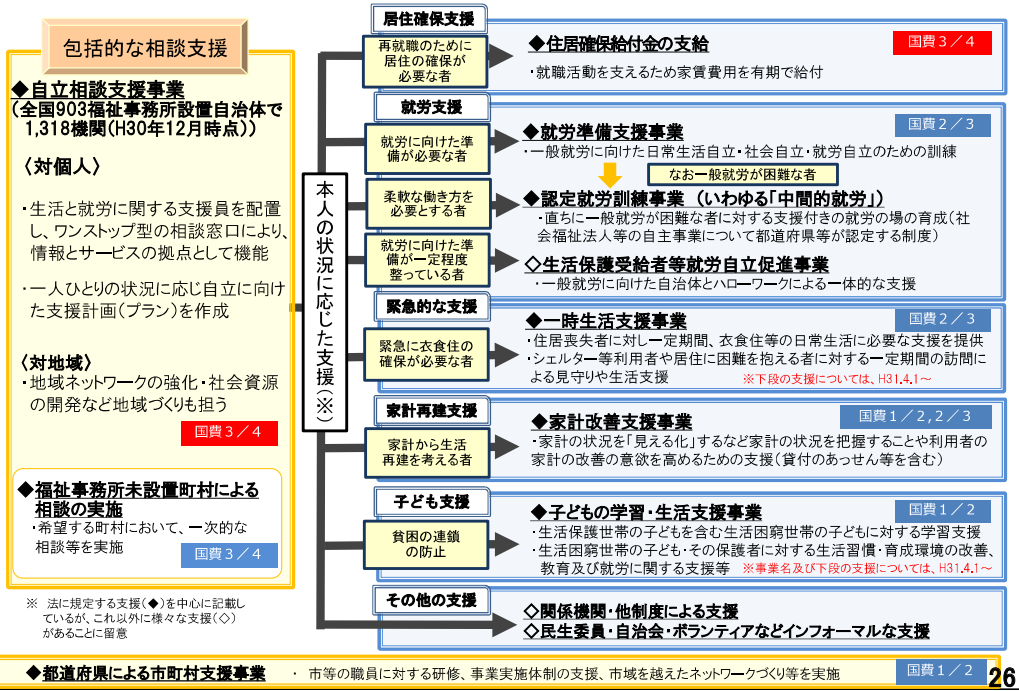
### (2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

## 3. 新しい生活困窮者支援のかたち

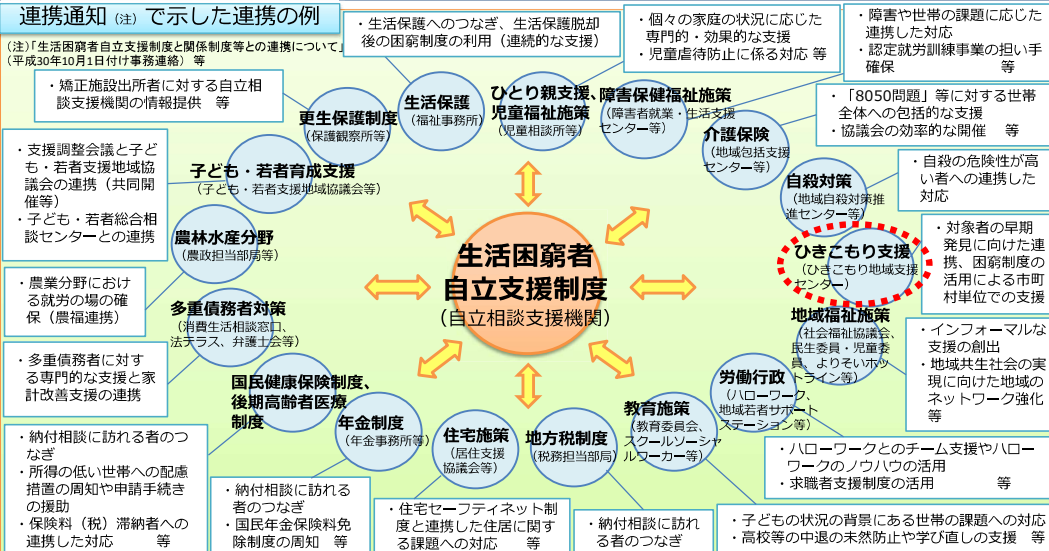
- (1) 包括的な支援**...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な課題に対応する。
- (2) 個別的な支援**...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個人々の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3) 早期的な支援**...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4) 継続的な支援**...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5) 分権的・創造的な支援**...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

# 生活困窮者自立支援制度の概要

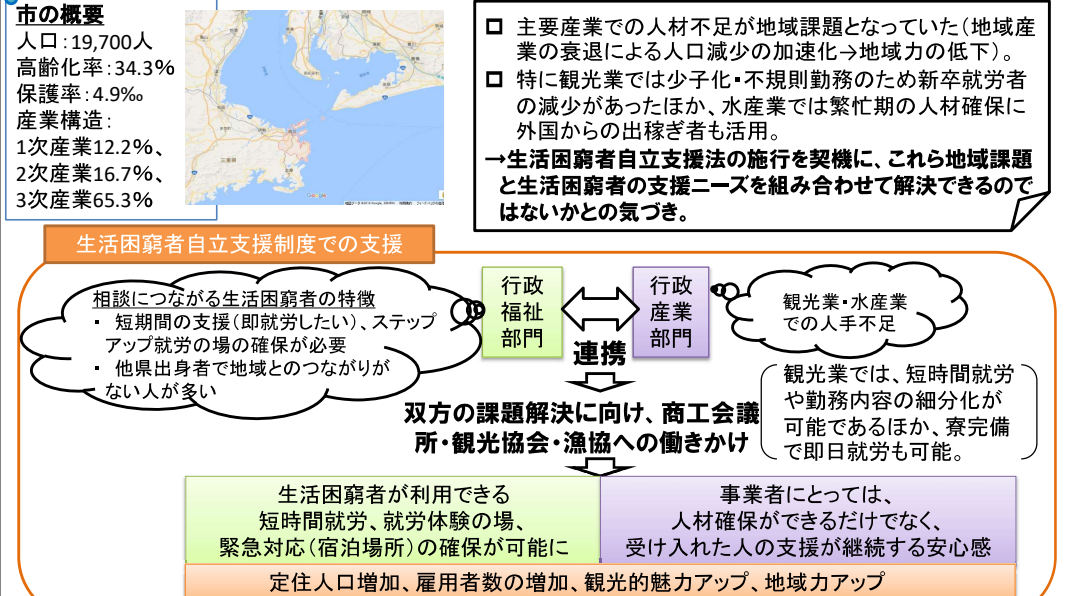


# 生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、他制度と連携しつつ、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要である。また、支援を必要とする方に確実に支援を届けるというアウトリーチの観点から、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが必要である。
- さらに、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要である。



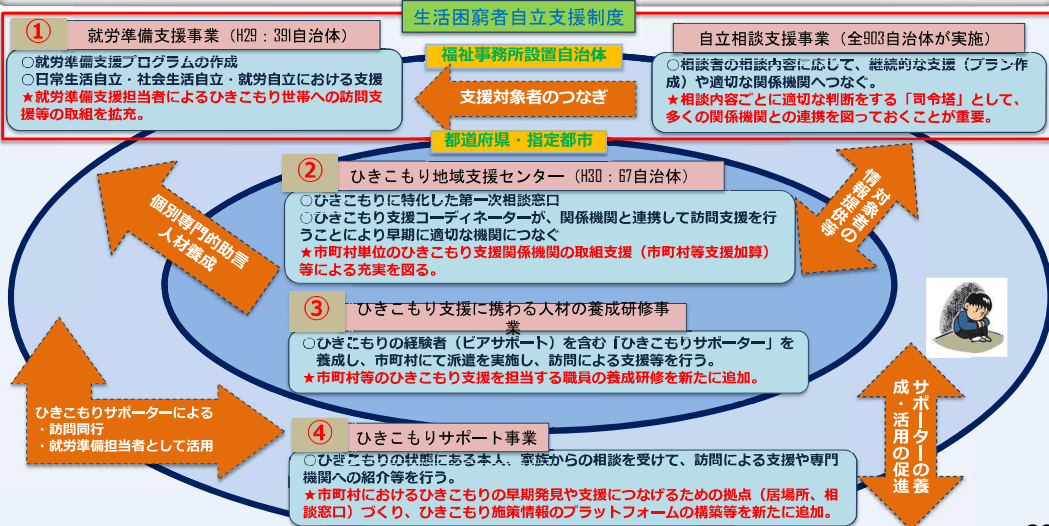
# 生活困窮者自立支援制度施行を契機とした「気づき」：三重県鳥羽市の例



# 市町村でのひきこもり支援の強化の全体像

## 【地域におけるアウトリーチ型就労準備支援事業、ひきこもり対策推進事業の強化】

- ◇ 30年度予算において、福祉事務所設置自治体単位で実施する**就労準備支援事業において訪問支援等の取組を含めた手厚い支援を充実**させるとともに、**ひきこもり地域支援センターのバックアップ機能等の強化**（広域で設置されるひきこもり地域支援センターにおける市町村への支援等）を図り、相互の連携を強化する。
- ◇ これにより、広域だけでなく、より住民に身近な市町村でのひきこもり支援を充実・強化し、隙間のない支援を実現する。



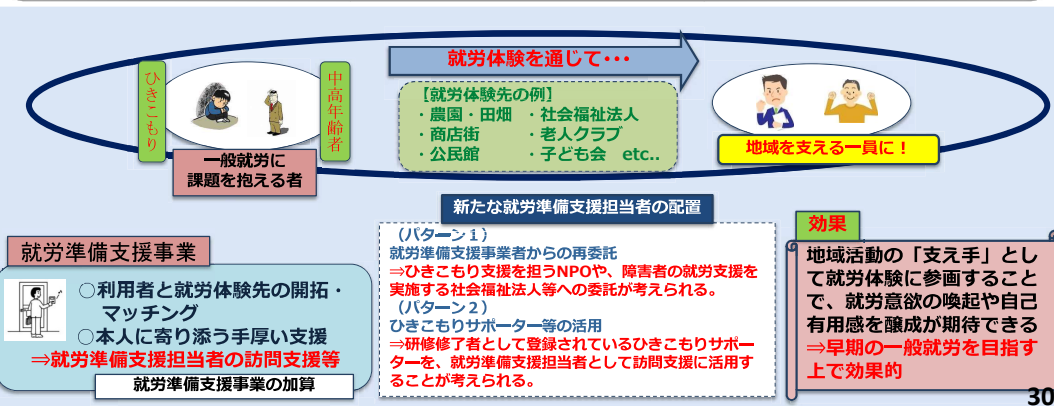
29

# 地域におけるアウトリーチ支援等推進事業

平成31年度予算額（案）：438億円の内数

- ◇ ひきこもりや中高年齢者等のうち、直ちに一般就労を目指すことが難しく、家族や友人、地域住民等との関係が希薄な者を支援するに当たっては、**対象者が継続的に支援を受けるための手厚い個別支援**が重要である。また、就労準備支援の実施に当たっては、**対象者にとって身近で馴染みのある地域の行事、商店街、企業等を活用した就労体験の取組も有効**である。
- ◇ このため、一般就労に向けた準備が必要、かつ社会的孤立の課題を抱えた生活困窮者を対象として、就労準備支援事業において訪問支援（アウトリーチ）等による**早期からの継続的な個別支援を重点的に実施**するとともに、**地域において対象者が馴染みやすい就労体験先を開拓・マッチング**する取組を推進する。

対象経費	◇地域における就労体験先の開拓・マッチング	◇利用対象者への個別支援（訪問支援等）等に係る人件費・管理費
補助率	2/3（「就労準備支援事業」の加算事業として実施）	基準額 5,000千円



30

# ひきこもり対策推進事業の内容

平成31年度予算額（案）：5.3億円 補助率：1/2

## 1 ひきこもり地域支援センター設置運営事業(実施主体:都道府県・指定都市)

「ひきこもりに特化した第一次相談窓口」を整備し、相談支援及び必要に応じて訪問型の支援を行う。また、地域における関係機関とのネットワーク構築、ひきこもり対策にとって必要な情報提供等を実施。

(事業内容)	①
ア 相談支援	国庫補助基準額
イ 連絡協議会の設置（医療・保健・福祉・教育・就労等の関係機関とのネットワーク構築）	センター設置運営事業
ウ 情報発信（ひきこもりや支援に関する普及啓発）	1自治体あたり 20,000千円（成人期・児童期のいずれかのみを支援の対象とする場合10,000千円）
エ ひきこもり支援関係機関及び市町村への後方支援 ※主に都道府県センターを想定	市町村等支援員の加配
イ 関係機関（困窮者支援機関等）が行う個別ケースの支援方針設定カンファレンスへの助言等	1自治体あたり 3,000千円
ウ ひきこもり支援実施者からの相談対応	訪問相談支援員の加配
エ 市町村単位でのひきこもり支援体制構築のための助言	1自治体あたり 3,000千円

## 2 ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業(実施主体:都道府県)

※ひきこもりサポーター養成研修を行う場合は市町村も実施主体になることができる  
ひきこもり支援が適切に行える人材を養成することにより、ひきこもり支援の質の向上を図る。

(事業内容)	②
ア ひきこもり支援従事者養成研修（対象：ひきこもり支援を担当する市町村職員、支援関係機関職員等）	国庫補助基準額
イ ひきこもりサポーター養成研修	1自治体あたり 1,000千円

## 3 ひきこもりサポート事業(実施主体:市区町村)

※サポーター派遣を行う場合は都道府県も実施主体になることができる  
ひきこもり支援に関する情報発信、関係機関とのネットワーク構築、支援拠点づくり、サポーター派遣を通じて、ひきこもり支援の基盤を構築し、早期支援、自立支援を実施。

(事業内容) ※アは必須	③
ア 利用可能なひきこもり相談窓口、支援機関の情報発信	国庫補助基準額
イ 関係機関とのネットワーク、ひきこもり支援拠点（居場所、相談窓口）づくり	1自治体あたり 3,000千円
ウ サポーター派遣（ひきこもり支援機関・居場所等でスタッフとして登用可能）	

31

# 3. 地域共生社会実現に向けての取組

32



# 地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

## 支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～

- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化



- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

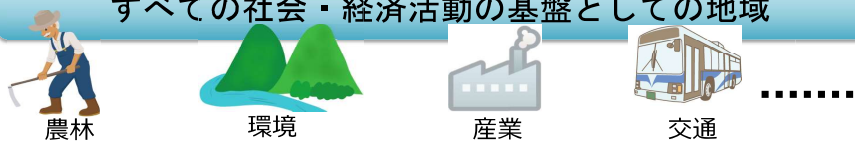
すべての人の生活の基盤としての地域

## 地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



# 改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

## 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

### 1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

### 2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(＊)

(＊) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

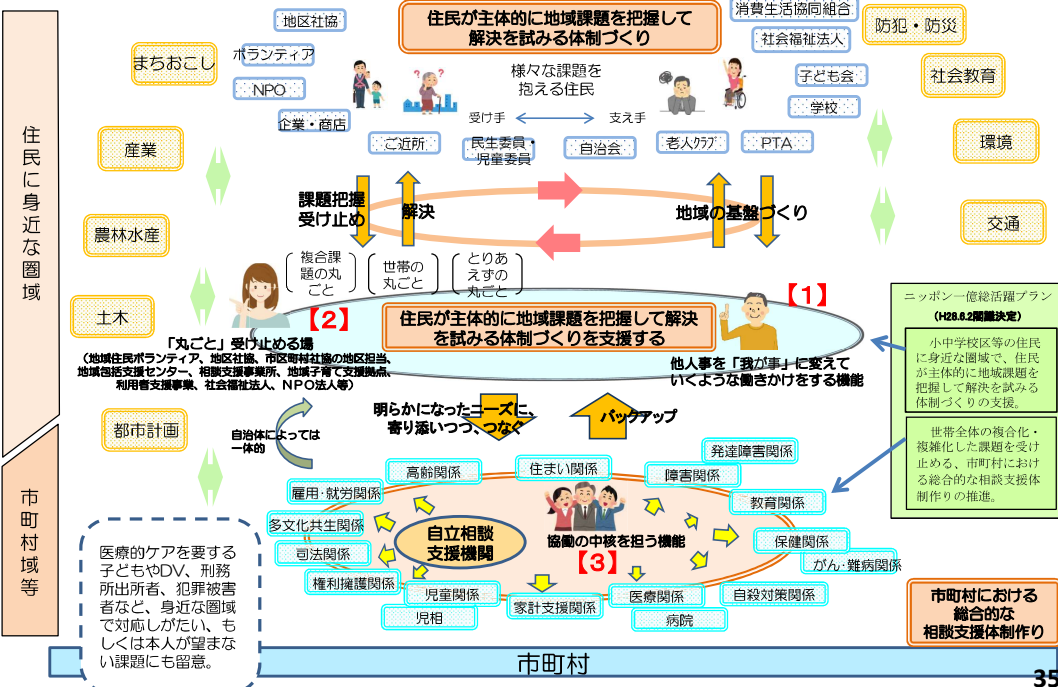
### 3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

## 地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



## ポイント

- ◆ 「地域の力」と「公的な支援体制(制度)」とが協働した支援体制を構築
- ◆ 「地域づくり」の取組と「相談支援体制の整備」の取組を一体的に。

例えば・・・

- 自らがSOSを発することが難しい状況にある人・世帯に支援を届けるためには？  
→ 地域の「気付き」・「見守り」の機能(【1】で活性化)によって、支援を必要とする人を、身近な場所であって「丸ごと」相談できる【2】につなげていく。

※ 地域から見ると、自らの気付きを支援につなげられる体制がなければ、気になりながらもそのままにせざるを得ない状況が生まれてしまう。

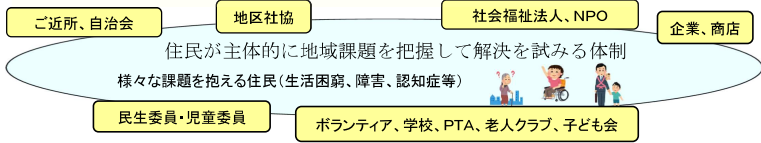
- 複合的な課題を抱えた人・世帯をしっかりと支援していくためには？  
→【2】で複合的な課題を抱えた人をしっかりと受け止め、【2】だけで解決できない場合は、【3】で様々な相談支援機関が協働して課題の解決に取り組む体制を整備。

- 【3】で相談支援を受けている人の「働く場」や「活躍する場」を見つけるためには？  
→相談支援機関が、福祉の領域を超えて地域(ex.農林水産業、観光業)とつながっていくことで、地域の中に就労の場や参加の場を見出す実践が広がっている。(【1】は地域の中で、分野・領域を超えたつながりの土台をつくっていく)

平成31年度予算額(案) 28億円(200自治体)  
実施主体:市町村(都道府県可)

(1) 地域力強化推進事業(補助率3/4)

- 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援する。



地域における他分野  
まちおこし、産業、  
農林水産、土木、  
防災・防災、環境、  
社会教育、交通、  
都市計画

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援

[1] 地域福祉を推進するために必要な環境の整備(他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ)

[2] 地域の課題を包括的に受け止める場(※)

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 市町村レベルにおいて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業(補助率3/4)

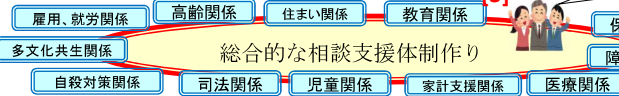
- 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括推進員  
世帯全体の課題を的確に把握  
多職種・多機関の初めづら  
相談支援包括推進会議の開催等

ニッポン一億総活躍プラン  
(H28.8.2閣議決定)

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制づくりの推進。



都道府県名	自治体名	都道府県名	自治体名	都道府県名	自治体名	都道府県名	自治体名
北海道	札幌市	東京都	東京都	滋賀県	彦根市	香川県	高松市
	釧路市		豊田区		宇多津町		宇和島市
	京極町		世田谷区		甲賀市		琴平町
	鷹栖町		杉並区		野洲市		愛媛県
青森県	首藤子府村	神奈川県	江戸川区	京都府	東近江市	高知県	高知市
	津軽町		八王子市		米原市		伊予市
	広尾町		鎌倉市		長岡京市		中土佐町
	青森県		国立市		京田辺市		佐川町
岩手県	鯉ヶ沢町	新潟県	藤沢市	大阪府	精華町	福岡県	黒潮町
	盛岡市		小田原市		豊中市		大牟田市
	遠野市		新潟県		池田市		八女市
	岩泉町		新潟市		高石市		うきは市
宮城県	仙台市	富山県	富山市	兵庫県	明石市	奈良県	新宮町
	岩手町		水尾市		芦屋市		岡垣町
	仙台市		金沢市		宝塚市		大刀洗町
	仙台市		能美市		加東市		佐賀市
秋田県	湯沢市	石川県	能美市	福井県	たつの市	長崎県	長崎市
	井川町		坂井市		坂井市		佐々町
	大湯村		長野県		松本市		大津町
	山形市		伊那市		伊那市		大分県
山形県	天童市	福井県	坂井市	長野県	下諏訪町	和歌山県	和歌山県
	郡山市		長野県		富士町		和歌山県
	天童市		松本市		富士町		鳥取県
	天童市		伊那市		朝日村		鳥取県
福島県	郡山市	岐阜県	下諏訪町	鳥取県	琴浦町	鳥取県	北栄町
	天童市		岐阜県		吉田町		松江市
	天童市		岐阜県		岡崎町		大田市
	天童市		岐阜県		豊田市		岡山市
茨城県	ひたちなか市	静岡県	吉田町	愛知県	長久手市	岡山県	倉敷市
	茨城県		静岡市		長久手市		岡山市
	茨城県		静岡市		東浦町		岡山市
	茨城県		静岡市		伊勢市		岡山市
栃木県	栃木県	三重県	桑名市	広島県	広島県	山口県	山口県
	栃木県		三重県		名張市		山口県
	栃木県		三重県		亀山市		宇布市
	栃木県		三重県		しづなべ市		御浜町
群馬県	玉村町	千葉県	松戸市	鹿児島県	鹿屋市	鹿児島県	鹿屋市
	埼玉県		松戸市		鹿屋市		鹿屋市
	埼玉県		松戸市		鹿屋市		鹿屋市
	埼玉県		松戸市		鹿屋市		鹿屋市
埼玉県	ふしみ野市	千葉県	松戸市	鹿児島県	鹿屋市	鹿児島県	鹿屋市
	埼玉県		松戸市		鹿屋市		鹿屋市
	埼玉県		松戸市		鹿屋市		鹿屋市
	埼玉県		松戸市		鹿屋市		鹿屋市
千葉県	鴨山町	千葉県	松戸市	鹿児島県	鹿屋市	鹿児島県	鹿屋市
	千葉県		松戸市		鹿屋市		鹿屋市
	千葉県		松戸市		鹿屋市		鹿屋市
	千葉県		松戸市		鹿屋市		鹿屋市

コミュニティソーシャルワーカーが支える住民主体の地域活動(大阪府豊中市)

自治体概要※  
人口 403,952  
面積 36.38km<sup>2</sup>  
小学校数\* 41  
中学校数\* 18  
※2017年4月1日現在 \*市立のみ

- 小学校区ごとに設置した「校区福祉委員会」(地域住民が活動の中心)において、ごみ屋敷など、なんでも相談を通じて把握した課題を地域住民とともに解決を図る。
- 社会福祉協議会(生活困窮者自立支援制度の自立相談支援の委託も受ける)のCSW(コミュニティソーシャルワーカー)が、専門的観点からサポート。

住民に身近な地域での取組

- ◎校区福祉委員会
  - 小学校区ごとに設置された自主ボランティア組織
  - 校区内の福祉問題を解決するために、地域の各種組織の協力を得て活動
  - 配食サービス、ミニサービス、サロン事業、ボランティアの育成・登録等を実施
- ◎豊中あぐり(新たな担い手の育成)
  - 都市型農園を拠点に、人の交流と社会参加を促進(中高年男性中心)し、地域福祉の担い手づくりを目指す
- ◎福祉なんでも相談窓口(地域福祉の活動拠点)
  - ボランティア(校区福祉委員、民生・児童委員)がどのような相談でも受け止める。
- ◎CSW(コミュニティソーシャルワーカー)
  - 市社会福祉協議会のCSWが専門的観点から住民活動をサポート
  - 住民と協働しながら、地域のニーズを把握
  - 必要に応じて、関係機関や広域のネットワーク会議等につなぐ

市レベルでの取組

地域包括ケアシステム推進総合会議(市全域)

地域福祉ネットワーク会議(日常生活圏域:市内7地域)【高齢者部会・障害者部会・子ども部会】

連携

警察 消防

子育て 医療 生活困窮 民生・児童委員 校区福祉委員

作成:厚生労働省 39

「まちの保健室」を拠点としたワンストップ相談(三重県名張市)

自治体概要※  
人口 78,920  
面積 129.77km<sup>2</sup>  
小学校数\* 14  
中学校数\* 5  
※2018年4月1日現在 \*市立のみ

- 複合的な生活課題(高齢者、就労支援、子ども、健康、障害者、空き家、DV、自殺、生活困窮者、消費者被害、認知症、難病、教育、子どもの貧困等)を抱える人に、まちの保健室がワンストップ相談窓口として機能するよう体制を整備。さらに、地域づくり組織をバックアップすることで、地域活動を強力に推進している。
- エリアディレクターはまちの保健室等で把握された複合的な課題に対し、関係機関等との連携を強化しながら、必要な支援をコーディネートしている。

住民に身近な地域での取組

- ◎地域づくり組織
  - 区長制度を廃止し、おおむね小学校圏域ごと15地域の「地域づくり組織」に整理。
  - 市から「地域づくり組織」に対し使途自由な「ゆめづくり地域交付金」(既存の地域向け各種補助金を一括交付金化)を交付。住民が「自ら考え、自ら行う」まちづくりが活発化。
- ◎おじやまる広場(つづが丘地区)
  - 地域住民主催の子育て広場が市内全域に展開。高齢者や障害者が、子育て支援にボランティアとして参画し活躍。子どもも高齢者や障害者に元気を与えて活躍。
- ◎まちの保健室(地域支援事業・地域力強化推進事業)
  - 身近な健康づくり、地域福祉活動の拠点として2005年(平成17年)度から開設。地域づくり組織と連動するよう市内15か所に設置し、医療福祉の専門職を2~3名ずつ配置。(地域包括支援センターのランチ)
  - まちの保健室の業務
    - ①あらゆる世代を対象とした、健康・福祉の総合相談
    - ②見守り・支援ネットワークづくり(地域づくり組織などの協働)
    - ③健康づくり・介護予防

市レベルでの取組

市(エリアディレクター配置部局)

エリアネットワーク

福祉・医療 教育 各種団体機関 地域づくり組織

地域の課題を検討する各種会議等

作成:厚生労働省 40

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)附則(抄)

(検討)

第2条 政府は、この法律の公布後3年を目途として、第8条の規定による改正後の社会福祉法第106条の3第1項に規定する体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 来年10月の消費税率の引上げによって、2025年を念頭に進められてきた社会保障・税一体改革が完了。今後、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見据えた検討を進めることが必要。
- 2040年を見通すと、現役世代(担い手)の減少が最大の課題。一方、高齢者の「若返り」が見られ、就業率も上昇。今後、国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、以下の取組を進める。
  - ① 多様な就労・社会参加の環境整備
  - ② 健康寿命の延伸
  - ③ 医療・福祉サービスの改革による生産性の向上
  - ④ 給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指す。

「現役世代の人口の急減という新たな局面に対応した政策課題」

多様な就労・社会参加	健康寿命の延伸	医療・福祉サービス改革
<p>【雇用・年金制度改革等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 更なる高齢者雇用機会の拡大に向けた環境整備</li> <li>○ 就職氷河期世代の就職支援・職業的自立促進の強化</li> <li>○ 中途採用の拡大</li> <li>○ 年金受給開始年齢の柔軟化、被用者保険の適用拡大、私的年金(iDeCo(イデコ)等)の拡充</li> <li>○ 地域共生・地域の支え合い</li> </ul>	<p>【健康寿命延伸プラン】</p> <p>※来夏を目途に策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2040年の健康寿命延伸に向けた目標と2025年までの工程表</li> <li>○ ①健康無関心層へのアプローチの強化、②地域・保険者間の格差の解消により、以下の3分野を中心に、取組を推進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等</li> <li>・疾病予防・重症化予防</li> <li>・介護予防・フレイル対策、認知症予防</li> </ul> </li> </ul>	<p>【医療・福祉サービス改革プラン】</p> <p>※来夏を目途に策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2040年の生産性向上に向けた目標と2025年までの工程表</li> <li>○ 以下の4つのアプローチにより、取組を推進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロボット・AI・ICT等の実用化推進、データヘルス改革</li> <li>・タスクシフティングを担う人材の育成、シニア人材の活用推進</li> <li>・組織マネジメント改革</li> <li>・経営の大規模化・協働化</li> </ul> </li> </ul>

「引き続き取り組む政策課題」

給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

地域共生タスクフォースの検討の方向性

- 地域共生社会の実現に向け、①丸ごと相談(断らない相談)の実現、②共生サービスの推進(高齢者も障害者も利用できるサービス)、③地域共生に資する取組の促進について検討を行う。

主な課題

検討の方向性

- 地域包括支援センター、障害者の基幹相談支援センター、子育ての利用者支援事業、生活困窮者自立相談支援機関など相談支援の窓口が分立

- 制度の壁を越えて、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化への対応力を高めるための相談支援体制の構築

- 高齢者も障害者も利用することができる共生サービスについて、認知度や使い勝手など更なる推進に向けた取組が必要

- 共生サービスの推進

- 家族のつながりや地縁が希薄化の中で、地域のセーフティネット機能が弱体化

- 地域住民をはじめとする多様な主体がつながり、活動する地域共生の取組の促進